

多子世帯子育て応援事業費補助金の概要

保育所、認定こども園、幼稚園および地域型保育を利用する乳幼児にかかる保育料について、当該児童が第3子以降である場合（所得制限あり）、同時入所に関わらず、その保育料を市町が無料化する場合に当該軽減にかかる額の1/2を補助※する。※国制度で、既に軽減されている場合を除く

資料 2 - 1

国制度

・第2子が半額、第3子が無料となるが、年収約360万円以上の多子世帯において、多子カウントの年齢制限あり（小学生以上の兄弟がカウントできない）

県制度

・年齢制限がない階層を、国制度の年収約360万円から年収約470万円まで拡大

効果

・安心して子どもを産み育てる環境推進
・多子世帯における経済的負担の軽減

年齢制限により第2子以降の負担軽減が限定的

年齢	例1 (1号認定子ども)	例2 (2・3号認定子ども)
(5歳)	第1子の扱い (第2子) 保育料 満額	第1子の扱い (第2子) 保育料 満額
(4歳)	第1子の扱い (第2子) 保育料 満額	第1子の扱い (第2子) 保育料 満額
(3歳)	第2子の扱い (第3子) 保育料 半額	第1子の扱い (第2子) 保育料 満額
(2歳)	第2子の扱い (第3子) 保育料 半額	第2子の扱い (第3子) 保育料 半額
(1歳)	第2子の扱い (第3子) 保育料 半額	第2子の扱い (第3子) 保育料 半額
(0歳)	第2子の扱い (第3子) 保育料 半額	第2子の扱い (第3子) 保育料 半額

※小4以上はカウントしない
※小1以上はカウントしない

階層区分	利用者負担(保育標準時間)	
	2号認定: 満3歳以上	3号認定: 満3歳未満
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税非課税世帯 (～約260万円)	6,000円 ※第2子以降は0円	9,000円 ※第2子以降は0円
③所得割課税額 48,600円未満 (～約330万円)	16,500円	19,500円
④所得割課税額 57,700円未満(77,101円未満) (～約360万円)	27,000円	30,000円
⑤所得割課税額 97,000円未満 (～約470万円)	27,000円	30,000円
⑥所得割課税額 169,000円未満 (～約640万円)	41,500円	44,500円
⑦所得割課税額 301,000円未満 (～約930万円)	58,000円	61,000円
⑧所得割課税額 397,000円未満 (～1,130万円)	77,000円	80,000円
⑨所得割課税額 397,000円以上 (1,130万円～)	101,000円	104,000円

注: 県・市町拡大 (⑤階層)

注: 有り (小学校就学前)

1. 認定こども園・保育所・幼稚園における副食費の取扱い及び負担減免について

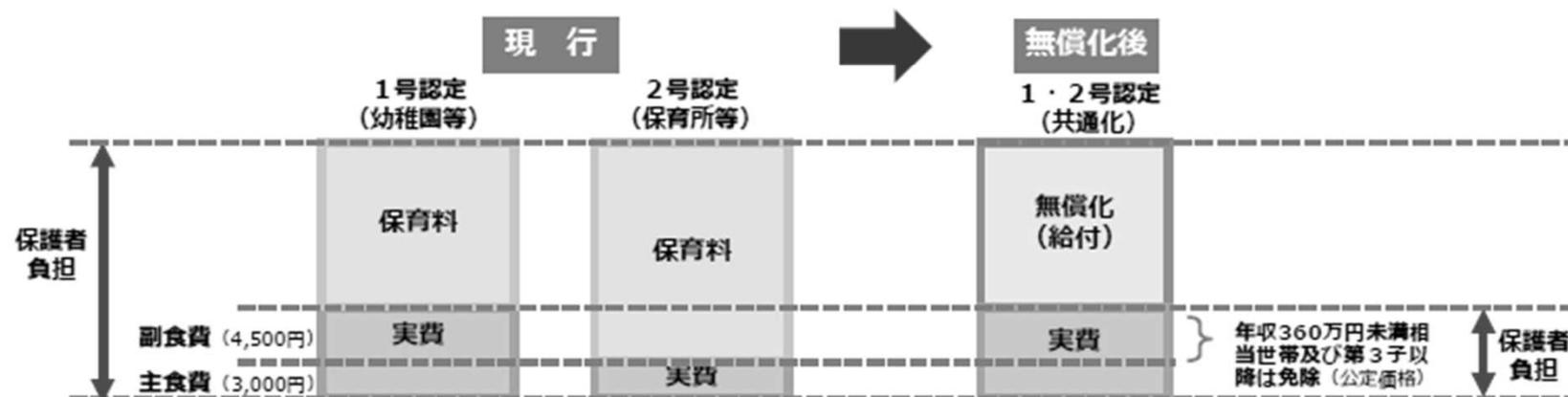
「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」(平成30年5月)(抜粋)

保護者から実費として徴収している通園送迎費、食材料費、行事費などの経費については、無償化の対象から除くことを原則とすべきである。
 なお、そもそも認可施設における食材料費の取扱いが保育の必要性の認定種別間で異なっている現状があり、上記原則を踏まえた対応について早急に検討すべきである。

(1) 基本的な考え方

食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に、施設による徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育・保育の無償化に当たっても、この考え方を維持することを基本とし、以下のような取扱いとする。

- 教育・保育給付第1号認定子ども、第2号認定子どもの主食費・副食費については、施設による徴収(現在の主食費と同様)とする。
- 第2号認定子どもの副食費については、これまで利用者負担分(保育料)に含まれていたことから、認定保護者の負担方法は変わるものの、保護者が負担すること自体は、これまでと変わらない。
- 第3号認定子どもは、幼児教育・保育の無償化が市町村税世帯非課税の場合に限定されるため、現行の取扱いを継続する。



●保育料および副食費の無償化対象者の比較

- 1号認定子ども…教育標準時間認定の子ども(幼稚園または認定子ども園の幼稚園部分に通う)
- 2号認定子ども…満3歳以上の保育認定の子ども
- 3号認定子ども…満3歳未満の保育認定の子ども

 これまでの無償化(免除)の範囲(~R1.9.30)
 新たに無償化(免除)される範囲(R1.10.1~)
 滋賀県多子世帯子育て応援事業費補助金の範囲

~R1. 9. 30

負担分類		保育料				副食費							
		子どものカウント		第3子以降		第1子		第2子		第3子以降			
		第1子	第2子	全児童 小3以下	小4以上 児童あり	第1子	第2子	全児童 小3以下	小4以上 児童あり	第1子	第2子	全児童 小3以下	小4以上 児童あり
○1号認定子ども (旧制度幼稚園児含む)	第1階層(生活保護世帯)												
	第2階層 (年収270万円未満相当)	ひとり親											
		その他											
	第3階層 (年収360万円未満相当)	ひとり親											
		その他											
	第4階層(年収470万円未満相当)												
第4階層(年収680万円未満相当)													
第5階層(年収680万円以上相当)													

R1. 10. 1~

負担分類		保育料				副食費							
		子どものカウント		第3子以降		第1子		第2子		第3子以降			
		第1子	第2子	全児童 小3以下	小4以上 児童あり	第1子	第2子	全児童 小3以下	小4以上 児童あり	第1子	第2子	全児童 小3以下	小4以上 児童あり
○1号認定子ども (旧制度幼稚園児含む)	第1階層(生活保護世帯)												
	第2階層 (年収270万円未満相当)	ひとり親											
		その他											
	第3階層 (年収360万円未満相当)	ひとり親											
		その他											
	第4階層(年収470万円未満相当)												
第4階層(年収680万円未満相当)													
第5階層(年収680万円以上相当)													

ポイント
2号と副食費の取り扱いが異なるため、この部分をどのように取り扱うのか。

負担分類		保育料				副食費							
		子どものカウント		第3子以降		第1子		第2子		第3子以降			
		第1子	第2子	全児童 就学前児童	小1以上 児童あり	第1子	第2子	全児童 就学前児童	小1以上 児童あり	第1子	第2子	全児童 就学前児童	小1以上 児童あり
○2号認定子ども	第1階層(生活保護世帯)												
	第2階層 (年収260万円未満相当)	ひとり親											
		その他											
	第3階層 (年収330万円未満相当)	ひとり親											
		その他											
	第4階層 (年収360万円未満相当)	ひとり親											
		その他											
	第4階層(年収470万円未満相当)												
第5階層(年収640万円未満相当)													
第6階層(年収930万円未満相当)													
第7階層(年収1130万円未満相当)													
第8階層(年収1130万円以上相当)													

県と市町で補助を継続(R1.10.1~)。

○3号認定子どもの副食費は、従前どおり保育料に含めることとされており、取り扱いに変更はない。

資料 2 - 4

1号認定子ども(旧制度幼稚園児含む)の副食費を対象とした場合の影響(年間)

(単位：人、千円)

	大津	彦根	長浜	近江八幡	草津	守山	栗東	甲賀	野洲	湖南	高島	東近江	米原	日野	竜王	愛荘	豊郷	甲良	多賀	計
実人員	6	0	8	8	12	6	3	0	4	4	0	17	3	3	7	3	0	0	0	84
補助基準額	324	0	279	432	555	283	105	0	216	193	0	636	121	129	378	118	0	0	0	3,769
補助額	162	0	139	216	277	141	52	0	108	96	0	318	60	64	189	59	0	0	0	1,881

注) 子どもの人数は、R2.4見込み